

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政法令解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政法令解釈通達
第3編 租税特別措置法関係	第3編 租税特別措置法関係
第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例	第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例
1 「製造場から移出した数量」等の取扱い 措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》 <u>第1項</u> に規定する「製造場から移出した数量」及び「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量は、製造者の清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、果実酒及び発泡酒（法第23条《税率》第2項第1号又は第2号に掲げるものに該当するものに限る。）（以下、第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。）ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量（以下「純課税移出数量」という。）によることに取り扱う。 （注） 製造場から清酒等を移出した場合であっても 法第54条第5項の適用があるときには、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》 <u>第1項</u> の規定は適用されないのであるから留意する。	1 「製造場から移出した数量」等の取扱い 措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した数量」及び「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量は、製造者の清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、果実酒及び発泡酒（法第23条《税率》第2項第1号又は第2号に掲げるものに該当するものに限る。）（以下、第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。）ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量（以下「純課税移出数量」という。）によることに取り扱う。 （注） 製造場から清酒等を移出した場合であっても 法第54条第5項の適用があるときには、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定は適用されないのであるから留意する。
4 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算 (1) 税率の特例を適用する場合の酒税額は、第2編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の2〈税額の端数計算〉及び3〈課税標準数量等の端数計算〉により算出した酒税額に、 <u>清酒等を製造場から移出する年度に応じ、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》第1項又は第2項に規定する割合を乗じて計算する。</u> なお、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合には、第2編第23条の3〈混和酒の税率適用の取扱い〉の定めに基づいて算出した税率の特例の適用を受けることのできる酒類について、 <u>清酒等を製造場から移出する年度に応じ、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》第1項又は第2項に規定す</u>	4 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算 (1) 税率の特例を適用する場合の酒税額は、第2編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の2〈税額の端数計算〉及び3〈課税標準数量等の端数計算〉により算出した酒税額に、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》 <u>に掲げる表の区分に応じ、該当する割合を乗じて計算する。</u> なお、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合には、第2編第23条の3〈混和酒の税率適用の取扱い〉の定めに基づいて算出した税率の特例の適用を受けることのできる酒類について <u>同表の区分に応じ、該当する割合を乗じて計算するのであるから留意する。</u>

改正後	改正前
る割合を乗じて計算するのであるから留意する。 (2) (省略)	(2) (同左)
87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係 2 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」（以下「<u>ビール製造免許初取得者</u>」という。）とは、<u>平成25年3月31日以前</u>においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、<u>平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に</u>、酒税法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。 なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。 イ 第2編第7条第1項関係の5〈法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い〉の取扱いにより製造免許を受けた者（<u>措置法第87条の6第5項に規定する場合を除く。</u>）法人成り等によりビールの製造免許を受けたとき ロ～ハ (省略) (2) <u>平成25年3月31日以前</u>にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条《製造又は販売業の廃止》第1項による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条《酒類の製造免許》第4項の規定により付された期限の満了後、改めて<u>平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に</u>試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、<u>平成25年4月1日から</u>当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。 3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義	第87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係 2 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」（以下「<u>ビール製造免許初取得者</u>」という。）とは、<u>平成22年3月31日以前</u>においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、<u>平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に</u>、酒税法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。 なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。 イ 第2編第7条第1項関係の5〈法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い〉の取扱いにより製造免許を受けた者（<u>措置法第87条の6第3項に規定する場合を除く。</u>）法人成り等によりビールの製造免許を受けたとき ロ～ハ (同左) (2) <u>平成22年3月31日以前</u>にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条《製造又は販売業の廃止》第1項による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条《酒類の製造免許》第4項の規定により付された期限の満了後、改めて<u>平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に</u>試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、<u>平成22年4月1日から</u>当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。 3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義

改 正 後	改 正 前												
措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》 第1項に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。 (税率の特例の最大適用可能期間の具体例) <table> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th><th>最大適用可能期間</th></tr> <tr> <td><u>平成25年4月1日に免許を受けた場合</u></td><td><u>平成25年4月分から平成30年4月分</u></td></tr> <tr> <td><u>平成28年3月31日に免許を受けた場合</u></td><td><u>平成28年3月分から平成33年3月分</u></td></tr> </table>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	<u>平成25年4月1日に免許を受けた場合</u>	<u>平成25年4月分から平成30年4月分</u>	<u>平成28年3月31日に免許を受けた場合</u>	<u>平成28年3月分から平成33年3月分</u>	措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》 第1項に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。 (税率の特例の最大適用可能期間の具体例) <table> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th><th>最大適用可能期間</th></tr> <tr> <td><u>平成22年4月1日に免許を受けた場合</u></td><td><u>平成22年4月分から平成27年4月分</u></td></tr> <tr> <td><u>平成25年3月31日に免許を受けた場合</u></td><td><u>平成25年3月分から平成30年3月分</u></td></tr> </table>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	<u>平成22年4月1日に免許を受けた場合</u>	<u>平成22年4月分から平成27年4月分</u>	<u>平成25年3月31日に免許を受けた場合</u>	<u>平成25年3月分から平成30年3月分</u>
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間												
<u>平成25年4月1日に免許を受けた場合</u>	<u>平成25年4月分から平成30年4月分</u>												
<u>平成28年3月31日に免許を受けた場合</u>	<u>平成28年3月分から平成33年3月分</u>												
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間												
<u>平成22年4月1日に免許を受けた場合</u>	<u>平成22年4月分から平成27年4月分</u>												
<u>平成25年3月31日に免許を受けた場合</u>	<u>平成25年3月分から平成30年3月分</u>												